

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における

訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）

重要事項説明書

当事業所は、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 近畿予防医学研究所
主たる事務所の所在地	〒520-0821 滋賀県大津市湖城が丘19番9号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 広田 周一
設立年月日	昭和37年7月
電話番号	077-522-7699

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	ヘルパーステーションここあ草津	
サービスの種類	草津市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）	
事業所の所在地	〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目4-25	
事業所の管理者	後藤 理香子	
電話番号	077-567-7021	
指定年月日・事業所番号	平成 29年 11月 1日	2570601514
通常の事業の実施地域	草津市	
損害賠償責任保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	

3. 事業の目的と運営の方針

（1）事業の目的

要支援状態等の利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、草津市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、草津市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）の内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	【内容】 入浴の介助、身体の清拭・洗髪、排泄介助、食事の介助、衣服着脱の介助、通院介助、その他
生活援助に関する内容	調理、衣類の洗濯・補修、住居の掃除・整理整頓、買い物、その他

5. 営業日時

営業日	祝日を含む月曜日から日曜日 (12月30日から1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで (ただし年末年始・夜間・深夜・早朝は調整あり。依頼に対し人員調整後にサービスを開始する)

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

(2021年8月1日現在)

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1 (サービス提供責任者と兼務)		業所における従事者の管理、訪問型サービスの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)	1 (管理者と兼務)		訪問型サービスの利用申し込みに係る調整、従事者に対する技術指導、必要に応じて個別計画の作成等を行う。
訪問介護員等	3	1	訪問型サービスの提供を行う。

7. 利用料等

(1) 訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）の利用料
当社提供サービスに対する利用料は、「ケアプラン」に基づくサービスの利用実績によります。（別紙「標準料金表」参照）

(2) 支払い方法

利用料及びその他の費用は、1ヶ月ごとにまとめてご指定いただいた金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

8. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

9. 事故発生時の対応

- ・訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）および草津市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問型サービス（介護予防型訪問サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 虐待の防止・人権の擁護

事業者は、利用者等の人権・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を配置いたします。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知いたします。
- (3) 虐待防止のための指針を整備いたします。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施いたします。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：後藤 理香子 ご利用時間：9：00～17：00 電話番号：077-567-7021
---------	---

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
草津市健康福祉部介護保険課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2369
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	大津市中央四丁目5番9号	077-552-2651

1 2. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者が知り得たご本人及びご家族等個人情報については、「個人情報使用同意書」に規定されているとおり、事業者の介護サービスの提供及び緊急時または災害時等以外での目的では原則使用せず、また法令等で定められている場合等を除きご本人の許可・同意なく、契約期間中及び契約終了後も外部・第三者に提供・漏えいすることはいたしません。
従業者に対する秘密の保持について	事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

① ご本人に対する

- ・医療行為
- ・毛染めなどの理美容に関わる行為
- ・身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為
- ・訪問介護員の車両に同乗させる行為
- ・日常生活の援助に該当しないサービス行為

② ご本人及びご家族から

- ・金銭、預金通帳、証書もしくは書類等をお預かりする行為

(但し、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です)

- ・金銭、物品もしくは飲食を授受する行為

③ ご本人及びご家族に対する

- ・店舗の留守番、農作業などの営利を援助する行為
- ・宗教活動、政治活動もしくは営利活動
- ・迷惑行為

④ ご家族に対する

- ・ご本人以外へのサービスの提供
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

事業者は、本書面にに基づき重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者	滋賀県大津市湖城が丘19番9号 株式会社 近畿予防医学研究所 代表取締役 広田 周一	印
説明者	後藤 理香子	印

私は、事業者より本書面にに基づき重要事項の説明を受けました。

年 月 日

本人	住所 氏名	印
本人代理人	住所 本人との続柄 氏名	印
立会人	住所 氏名	印